

29 豊行（情運）第 8 号

平成 29 年 7 月 6 日

豊橋市長 佐原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することについて
(答申第 18 号)

平成 29 年 6 月 19 日付け 29 豊長第 318 号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

AI を活用したケアプラン実証研究に要する要介護（要支援）認定者に関するデータ抽出・匿名加工設計業務につき、富士通株式会社へ対象の個人情報を提供することは、公益上の必要性があり、かつ、当該情報の提供を受けなければ、事務の目的を達成できないと認められる。また、個人の権利利益を不当に害するおそれがないことも認められる。

よって、豊橋市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき、上記業務を実施するに当たり、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することは、特別の理由があるものと認める。

ただし、実施機関は個人情報の提供についてのみならず、匿名加工されたデータの提供についても適切な管理運営のために必要な措置を講ずるものとする。